

相談・苦情等の対応 フローチャート

相談・苦情

21・建設クラブ・福岡
セクハラ対策室

必要に応じて

被害者からのヒアリング
(相談者)

行為者からのヒアリング

第三者からのヒアリング

ヒアリングの結果、
事実関係の有無につき
会員に報告

事実関係があると
判断した場合

誤解であると判断した場合

「本人」に
説明する

「相手」に
説明する

メンバー
会社:取締役等の責任者
21・建設クラブ・福岡:相談員等

セクハラ対策委員会
による協議

必要に応じて

被害者を聴取

行為者を聴取

第三者を聴取

懲戒に値しない場

判定

懲戒に値する場合

「本人」へ説
明

配置転換
「相手」の謝罪
関係改善援助
不利益回復
職場環境回復
メンタルケア
など

「相手」に

けん責
出勤停止
諭旨解雇
懲戒解雇
など

解決

再発防止措置

相談・苦情等の対応 フローチャート

